

障害児通所給付費の算定に関する届出書
(令和6年4月～)

●必須 ○加算の届出を行う場合のみ

別紙	サービス種別	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	備考
様式 第1号	障害児通所給付算定に係る体制等に関する届出書	○	○	○	○	○	
1	障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○	○	○	
2-1	児童指導員等加配加算 ※	○		○			改定前から算定している場合も届出必須
2-2	専門的支援体制加算 ※	○		○			改定前から算定している場合も届出必須
4	専門的支援実施加算 ※	○		○			
5	延長支援加算	○	○	○			重症心身障害児を主な対象としている事業所等以外は提出不要
6-1	強度行動障害児支援加算（児発・訪問型児発・保育所） ※	○			○	○	改定前から算定している場合も届出必須
6-2	強度行動障害児支援加算（放デイ） ※			○			改定前から算定している場合も届出必須
7	訪問支援員特別加算・多職種連携加算・ケアニーズ対応加算 ※				○	○	改定前から算定している場合も届出必須
8	送迎加算（重症心身障害児・医療的ケア児）	○	○	○			
11	看護職員加配加算に関する届出書 ※注2 ※主に重症心身障害児を対象とした事業所のみ	○		○			
12	個別サポート加算（I） ※			○			
13	視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 ※	○		○			
14	食事提供加算 ※児童発達支援センターのみ	○					
15	人工内耳装用児支援加算 ※	○		○			
16	入浴支援加算	○		○			
17	中核機能強化加算 ※市の登録を受けた児童発達支援センターのみ	○					

※ 勤務形態一覧表を添付すること。